

たまき

- 注目の話題ピックアップ……………②
- 平成 20 年度町県民税改正……………③
- 後期高齢者制度……………⑩
- 職員の人事行政・給与……………⑬
- 年末年始業務のご案内……………⑯
- お知らせ広場……………⑱
- 歴史こぼれ噺……………⑳
- まちかど掲示板……………㉔



12

December 2007

No.416

注目の話題 ピックアップ

Pick up



アスピア玉城を満喫『秋まつり』

10月27・28日行われた第10回アスピア玉城『秋まつり』は、様々な催し物、両日にわたっての出店・フリーマーケットなど、たくさんの人でにぎわいました。



玉丸城太鼓の演奏で2日目のオープニング



出店には行列が続きました

27日は、あいにくの雨になり、ステージを「ふれあいの館」ロビーに移し開会、全国マジック大会にも出演されているヒロさんが手作りマジックショーを披露。午後からは、ふれあい広場テント内で餅つき体験が行われ、たくさんのお子どもたちが重い杵を持ち、奮闘していました。



ヒロさんのマジックショー



玉丸城太鼓(子ども)

勢志摩紹介や伊勢大神楽同士のみなさんによる獅子舞公演、



澄んだ空気の中、優雅に舞う獅子

翌28日は晴天に恵まれ、野外ステージでは玉丸城太鼓保存会の演奏・ミス伊

まつりのフィナーレには餅まきを行い、会場に大勢の観客が詰めかけ、大変盛り上りました。



芝が見えない程に櫓を囲む人々



熊野古道「伊勢路サイン」を考える シンポジウム

伊勢から熊野へ、いにしへの旅人たちが歩いた「熊野古道伊勢路」を、再び多くの人々が巡るコースとして甦らせようと、伊勢から熊野へのイラストマップ「伊勢路図絵」を作成した「熊野古道伊勢路を結ぶしくみづくり実行委員会」が10月6日、田丸城郭内の三ノ丸御殿奥書院でシンポジウムを開催しました。

このシンポジウムは、熊野古道伊勢路を歩くコースとしてふさわしい道になるよう、単なる伊勢路を結ぶサイン（道標）に止まらず、熊野古道と地域を結びつけるサインなど、まちづくりを進めるうえでサインの役割などについて考えていただくため開催されました。

尾鷲市NPO「紀北くまの道」代表の川端 守さんによる、「もう一つの世界遺産の道『サンチャゴ・デ・コンポステラ』のサインに学ぶ」と題した事例

発表などの後、町内外から参加した約40人のみなさんは活発に意見交換され、伊勢路サインについて考えを深めていきました。



研究成果発表を聞く参加者

本町の中心、田丸は、古来陸上交通の要衝で田辺の丘を通過して大和を結ぶ初瀬街道と外城田の丘を通る熊野街道（世界遺産熊野古道出立の地）が交わり伊勢に通じていました。



第32回三重県家庭婦人バレーボール決勝大会 「玉城友愛」優勝

第32回三重県家庭婦人バレーボール大会決勝が10月6日、鈴鹿市立体育館で開かれ、当町の愛好者らで作る「玉城友愛」が、見事優勝の栄冠を手にしました。今大会には、県内

から120チームが参加。玉城友愛は5年ぶり2度目の優勝となります。

16日、辻村町長は同チームの練習会場を訪れ、優勝の結果を称えました。祝福の言葉を受け、キャプテンの中村栄子さんは優勝できたことの関係者への感謝と、「今後も全員バレーでがんばってほしい」と抱負を話しました。

また、玉城友愛は9月23日に開催された「第11回コカ・コーラ

セントラル ジャパン 三重県大会」でも2回目の優勝を果たし、12月に津市で開催される東海大会に出場を決め、活躍が期待されます。



県大会優勝の玉城友愛チーム



ピカリンの親子遊びに 手と手をつないで笑顔いっぱい



ステージで踊るダンスサポーター

子育てに楽しさを
見つけてもらおうと
10月13日、中央公民
館多目的ホールに二
本松はじめさんこと
ピカリンを招き、「手
と手をつないではじ
めよう！〜ピカリン
とあそぼう〜」を開
催しました。

この事業は男女共同参画事業
の一環で開いたもので、今年で
5回目。参加した130組の親
子が手と手をつなぎあい、一緒
に体を動かし笑顔いっぱい遊び
ました。

遊びの最後は、3歳児から小
学4年生までの52人の子どもた
ちが「はじめよう！」「ヤーレ
ンソーラン舟を出せ！」の2曲
のダンスを披露。ひ孫さんの楽
しそうな姿を見に来てくれた91
歳のおばあちゃんの微笑ましい
姿もありました。

参加者からは「楽しく面白い
歌が沢山ありお話も大変良かつ
た」「親子一緒に遊べてよかつ
た」など嬉しい感想を多数寄せ
ていただきました。

この後、研修会が行われ、町
内外の保育士ら60人が参加し、
すぐに使える楽しい遊び歌やダ
ンスを学びました。

子どもたちとどう遊べばいい
かわからない大人が増えていま
す。子どもたちを真ん中に大人
が手と手をつないで、笑顔あふ
れるまちになればいいですね。



約130組の親子・家族連れ



スポーツで秋を満喫 第52回町民体育祭

第52回町民体育祭が10月14日、
お城広場で開催されました。



障害物競走、ゴールに向かって一直線

午前10時の開会式に続き、全
員で「元気ですたまき」の健康
体操をしたあと、老人会のみな
さんが参加する「Good!
ボール」、保育所園児らの「だ
るまさんがゴロンだ」など12種
目を行いました。

なかでも、職域や地域の有志
のみなさんが参加する「ジャン

ボなわとび」では、応援の歓声
が飛び交い、たくさんの方々が
爽やかな汗を流しました。

また、お昼の時間を利用して
行われたアトラクションには、
県ゲートボール大会で優勝され
た田丸Bチームをはじめ、体育
祭ポスターの入選者などが表彰
されたほか、玉城町スポーツ少
年団による行進などもあり、会
場を盛り上げました。



ジャンボなわとびに参加した子どもたち



「まちづくり戦略会議」が提言書を提出



提言書を町長に渡す岡野会長（中）と秋山副会長（右）

10月15日、まちづくり戦略会議（岡野信也 会長）から『たまき版コミュニティの育成』について提言がありました。

提言書では、地域コミュニティ育成の必要性として地域のつながりの希薄化が進むと地域

の活力が衰え、暮らしにくくなるとしています。これからのまちづくりは、適切な役割分担のもと、住民でできることは住民で行うことを基本とし、防災・防犯体制の確立、地域福祉の推進、教育支援の充実など地域において取り組みが必要な課題を指摘しています。

また当面の地域コミュニティ発展のための方策を①自治区等の改善②地域コミュニティを担う人づくり③各種組織・団体への補助金のあり方に分けて提言されています。また将来への期待として地域協議会（仮称）の育成と町行政との関わり合いについて記載されています。



(有)玉城アクトファームが農林水産大臣賞受賞

平成19年度農林水産祭、豊かなむらづくり全国表彰事業で「有限会社 玉城アクトファーム」（代表者・野口好久・所在地・原4266）が農林水産大臣賞に輝き、10月19日、東海農政局で伝達式が行われました。

(有)玉城アクトファームは「玉

生法に定める製造・販売許可を取得し、「ジャム」や「たけのこの水煮」などの商品を製造販売しています。

このように、経営理念に従った「玉城町の農業及び玉城町を元気にする」ための活動が評価され、今回の受賞となりました。

城町の発展と一次産業である農業の活性化に貢献する会社を目指す」、「事業を通じて、都市と農村、消費者と生産者とのコミュニケーションを深め、玉城町の活性化の一躍を担い、合わせて農業の発展を目指す」ことを経営理念とし、「ふるさと味工房アグリ」で農畜産物の産直販売の他、年間を通じて人を集めるため、体験教室など多彩なイベントを開催しています。



受賞された野口社長（左）と受賞を称える辻村町長



平和の誓い新たに戦没者追悼式



約1,000本の菊の花に囲まれた追悼碑

での邦人の犠牲も報じられるなか、先の大戦において心ならずも故郷の家族に想いを残し、路傍の礎となられし御霊には、穏やかで心温かい家族の待つ、この玉城の地において、安らかにお眠りいただけよう、平和な町を築きあげることをお誓いいたします」と述べました。

式辞の後、遺族代表、小林町議会議長らが追悼の言葉を贈りました。

また、次の世代を担う玉城中学校生徒を代表して、大津秀平さん、大谷知広さんが恒久平和への誓いを読み上げました。

引き続き参列者全員が祭壇に菊の花を手向け、戦没者の冥福を祈りました。

第79回町戦没者追悼式が10月20日、保健福祉会館ふれあいホールで行われました。式には遺族、来賓ら約220人が参列。全員で戦没者の霊に黙とうを捧げ、国歌斉唱に続き、式辞で辻村町長は、「紛争地域



環境への取り組み 《玉城中学校&相可高校》

10月30日、玉城中学校と相可高校の生徒らが、「田丸城跡水質浄化における『空芯菜』」の収穫と試食を行いました。



「空芯菜」収穫のようす

これは今年の6月に玉城中学校生徒会が相可高校（生産経済科）とともに、水質浄化・栽培するため田丸城跡の外堀に空芯菜を植栽。

6月と今回の水質調査による値も下がり浄化も認められたそうです。そして生徒らの手により空芯菜が収穫されました。

その後、保健福祉会館に移動し、相可高校食物調理科の協力のもと行われた試食会では、空芯菜の炒め物や酢

の物をおいしくいただきました。今後は、空芯菜の植栽場を拡げ、さらにお堀の浄化に努めていくそうです。



「空芯菜」を使った料理（2品）を試食する中学生



外堀に立てられた取組看板



日増しに寒さの増す今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。

町の将来の発展に大きくつながっていく出来事が続いています。

11月6日、松下電工(株)伊勢工場で、本社(大阪)から畑中浩一代表取締役社長をはじめ工事関係者が出席され、IT端末コネクタの最速ものづくり工場としての新棟の竣工を祝いました。また、京セラミタ(株)についても同日、本社(大阪)から田川芳博取締役が来庁され、新工場完成の報告を受けました。来春、操業に向けて情報機器消耗品(トナーなど)製造の設備を整える予定であるということでもあります。企業誘致や工場拡張については、地域間競争が激しい中で玉城町を選んでいただいたことに感謝しており、地域の皆様のご理解にも厚く御礼申し上げます。

両社とも、地球環境問題【温暖化対策(CO₂削減)】に配慮した先進的な取り組みを進めていますが、今年から町内各地でも農村地域の資源を守る取り組みが進められています。その内容は周辺の環境美化や生き物観察会、地区全員参加の収穫交流会など活動を広げていただいています。

このような取り組みや下水道の普及によって、田丸地区に流れている善兵衛川に昔いたシジミやタナゴが蘇ってきたと伺っています。

自然・人さらには玉城町の魅力が増す環境づくりを、皆様と共に進めていきたいと考えています。

平成19年11月13日 町長室にて

玉城町長

畑中浩一



華やぐ文化展

町の文化の祭典が11月3・4日の両日、中央公民館多目的ホールおよび体育センターで開かれ、大勢の人でにぎわいました。多目的ホールでは3日、町文化協会主催の第21回芸能発表会が開かれ、16団体が出演し、大正琴、コーラス、カラオケ、民謡、詩吟など日頃の成果が発表されました。

※この模様は「玉城チャンネル」でも放送いたします。また、体育センターでは両日を通じ、第33回町民創作美術文化展が開かれ、生涯学習講座生の作品をはじめ、地域で活躍されている方々の作品350点あまりが展示され、会場は終日華やいだ雰囲気につつまれていました。



文化協会芸能発表大会



文化の祭典にぎわう

平成20年

住民税の改正

～国から地方への税源移譲に伴う 経過措置などのお知らせ～

税源移譲前

所得税額	
住宅ローン控除額	納付税額

税源移譲後

所得税額	所得税額が減少
住宅ローン控除額	A

A この差額分を住民税から減額できます

税源移譲の影響による住宅ローン控除適用者の税負担の増加を防ぐため、調整措置が設けられました。調整措置の対象者は、税源移譲の影響により、所得税から差し引く住宅ローン控除額が所得税を上回り、同控除額を差し引くことができなくなる人などです。

このような人（ただし、平成11年から平成18年までに入居した人に限る）は、申告することにより、控除の差額に相当する額を、平成20年度以降の住民税（所得割）から減額できます。

住民税からの住宅借入金等特別税額控除の創設

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して役場へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

減額を受けるためには、その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに、役場税務住民課へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。

■計算方法

$$\text{①②のいずれか小さい金額} - \text{平成19年分の所得税額（住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額）} = \text{控除差額（平成20年度住民税からの減額）}$$

- ①平成19年分の住宅ローン控除可能額
- ②平成19年分の課税所得に税源移譲前の税率を適用した場合の所得税額（住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額）

年度間の所得変動による経過措置

平成19年所得が減って所得税が課税されなくなってしまう場合、申告すれば平成19年度住民税（所得割）を税源移譲前で計算した額に減額する経過措置ができました。

対象となる人は次の条件を満たす人です。

条件① 平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が所得税と住民税との人的控除額の差の合計額より大きい

条件② 平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が所得税と住民税との人的控除額の差の合計額より小さい

計算方法は、平成19年度住民税から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額（還付）します。

減額を受けるには、平成19年

度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ平成20年7月中に「減額申告書」の提出が必要です。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

65歳以上の人への非課税措置の経過措置が廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には1/3が減額されていました。平成20年度にはこの経過措置がなくなります。



損害保険料控除の改正と地震保険料控除が創設

近年多発している地震災害を受け、個人の備えによる将来的な負担の軽減を図るため、地震保険料控除が創設されます。これに伴い、これまでの損害保険料控除が変わります。

税源移譲による平成19年度改正について、「広報たまき」6月号でお知らせしています。詳しくは役場税務住民課までお問い合わせください。

☎ (58) 8201

保険の種類	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
短期損害保険料	最高 2,000円	最高 3,000円	制度がなくなります	
長期損害保険料	最高 10,000円	最高 15,000円	経過措置として、平成18年12月31日までに契約した改正前の控除が適用されます	
地震保険料	制度はありませんでした		保険料などの額の2分の1 最高 25,000円	保険料などの額 最高 50,000円

75歳以上の方を対象とした新たな制度

『後期高齢者医療制度』がはじまります

医療制度改革の必要性

わが国は、国民皆保険のもと高い医療水準を維持してきましたが、近年は急速な少子高齢化、経済の低迷など医療制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

経済成長が鈍化しても老人医療費を中心に高い伸び率で増え続ける医療費により医療保険財政や地方財政は厳しい状況が続き、このままでは制度運営ができなくなるといふ危機意識のもと、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために医療制度の構造改革の必要性が議論されてきました。

少子高齢化が進み、現行制度のまま高齢者向けの給付水準を維持した場合は、現役世代の保険料や税負担が増加する一方、

社会保障費の水準は低くなるなどの影響が生じ、高齢者世代と現役世代との不公平感が高まります。平成18年6月に公布された「健康保険法の一部を改正する法律」では、互助精神のもとに、高齢者世代と現役世代の負担を公平化・明確化し、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた適切な医療の給付を行うため、独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

後期高齢者医療制度のしくみ

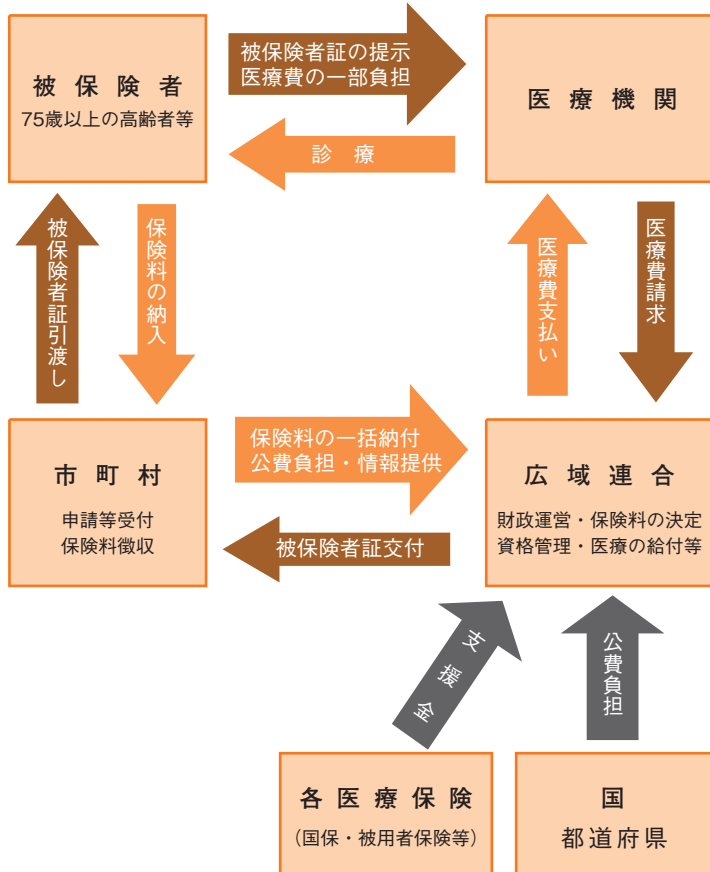
平成20年4月から現行の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります。

これまででは、75歳以上の方と一定の障害があると認定された

65歳以上の方は、国民健康保険などの各種健康保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていますが、平成20年4月からは、それらを脱退し、新しく創設される独立した医療保

険「後期高齢者医療制度」へ加入し医療を受けることとなります。「参考 左図：後期高齢者医療制度のしくみ（概略）」

○後期高齢者医療制度のしくみ（概略）



新制度ポイント

1

運営主体

三重県内の29市町すべてが加入する『三重県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となり、財政運営、保険料の決定、医療の給付などを行います。

また、市町においては、被保険者の利便性を考慮し窓口事務（各種届出・申請の受付）や保険料の徴収事務を行います。

三重県後期高齢者医療広域連合

〒514-0003

三重県津市桜橋二丁目96番地

三重県自治会館内

TEL

059-221-6880

FAX

059-221-6881

Eメール

Koukikourei-mie@union.mie-

kokikorei.g.jp

ウェブサイト

<http://www.75iryu.biz-web.jp>

新制度ポイント

2

加入者

○75歳以上のすべての方
（生活保護を受けている方は除きます）

○65歳以上で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方

【後期高齢者医療制度の対象となるとき】

75歳の誕生日から適用されます。たとえば、平成20年8月8日が75歳の誕生日の方は、平成20年8月8日から後期高齢者医療制度の対象となります。

現在すでに老人保健制度の適用を受けている方や平成20年4月1日までに75歳を迎えられる方は、平成20年4月1日から対象になります。

新制度ポイント

3

被保険者証

これまでは医療機関を受診するときに、健康保険証と老人保健の医療受給者証の2枚を提出していましたが、後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険や社会保険等の被保険者（被扶養者）ではなくなるため、新たに広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」1枚のみを提出することになります。

被保険者証は1人に1枚交付され、自己負担割合が「1割」か「3割」かが記載されていますので医療機関等を受診される場合は必ず提示をしてください。

※自己負担の割合や一か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額などは、現行の老人保健制度と原則同じです。

新制度ポイント

4

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険制度と同様に、全員の被保険者一人ひとりに対して保険料を算定、賦課します。

後期高齢者医療制度加入によって、従前の保険は脱退することから、それぞれの保険の保険料の重複負担は無くなりますが、社会保険等の被扶養者として保険料の実質的負担がなかった方は新たに保険料を負担していたり、保険料率、広域連合区域（三重県）内で原則均一となるよう、国が定めた基準に基づき広域連合の条例で定めます。

年間の保険料＝所得割額(所得に応じた額)＋均等割額(一人あたりの額)

【保険料の軽減】

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料のうち「均等割」が軽減されます。軽減の割合は7割、5割又は2割に段階的に設定します。

また、新たに保険料の負担が生じる社会保険等の被扶養者であった方については、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、所得割を課さず、均等割を5割軽減する激減緩和措置がなされます。

しかし、保険料負担については、現在国で更なる負担軽減措置の検討がなされており、今後、政令等により内容が変更される可能性があるので、あらかじめご了承ください。

【保険料の納め方】

原則、年金から天引きされます。年金の額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の1/2を超える場合は、天引きではなく、個別に納付していただくこととなります。

○老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度	後期高齢者医療制度 (H20.4.1 施行)
運営主体	市町村	広域連合 (都道府県単位で全市町村加入)
対象者	75歳以上 (65歳以上で一定の障害があり制度に加入するかたを含む)	老人保健制度と同じ
加入形態	それぞれの医療保険に加入 市町村が行う老人保健医療を受ける <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険証</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">老人保健医療受給者証</div> </div>	それぞれの医療保険を脱退し広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険証</div> </div>
医療費の給付	療養の給付等	老人保健制度と同じ
一部負担	1割負担（現役並み所得者は3割）	老人保健制度と同じ
保険料の負担	老人保健制度自体での保険料負担はない (国民健康保険や社会保険等、それぞれの保険者へ保険料を納付する)	被保険者は、広域連合が条例で定めた保険料率により算定した保険料を納付する

この後期高齢者医療制度について詳しいことは、生活福祉課 ☎(58) 8203へ

町職員の 給与状況

玉城町職員の人事行政、給与はこのようになっています

地方公務員の勤務の対価として支払われる給与は、民間との比較、国家公務員やほかの地方公共団体の職員とのバランスなどを考えて決められています。今月号では、町民のみなさんに玉城町職員の人事行政の運営、ならびに支給されている給与についてご紹介します。

給与

職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額状況

(平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職員	技能労働職	医療職
平均給料月額	309,235円	286,207円	313,140円
平均給与月額	330,992円	287,671円	326,515円
平均年齢	40.8歳	54.2歳	44.5歳

(注) 給与は、基本給である給料に諸手当を含んだものです。

職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	町	国
	初任給	初任給
高校卒	138,400円	138,400円
短大卒	151,000円	151,000円
大学卒	170,200円	170,200円

(一般行政職)

職員1人当たりの額

(平成18年度決算額)

職員1人当たりの給料	3,795,000円
職員1人当たりの給与	5,500,000円
ラスパイレス指数	94.1

※ラスパイレス指数は、国家公務員の給与を100とした場合の当町職員の給与水準

職員の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

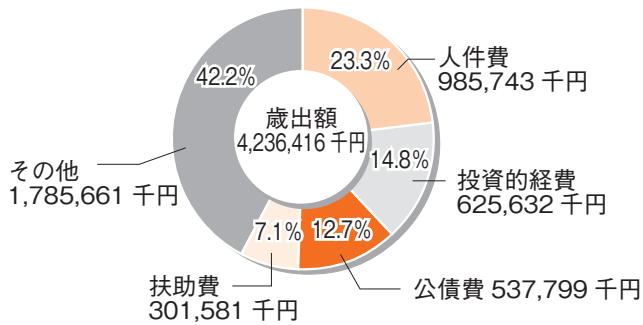
給料表は、職務の内容や責任の程度によって、いくつかの級に区分されます。

区分	標準的な職務の内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
		主事 雇	主事	主査 主事	主幹 所長	主幹	参事	
一般行政職	職員数(人)	6	5	60	11	5	6	93
	構成比	6.5%	5.4%	64.5%	11.8%	5.4%	6.5%	100.0%
技能労働職	職員数(人)	0	0	28	-	-	-	28
	構成比	0.0%	0.0%	100.0%				100.0%
医療職	職員数(人)	0	0	6	4	0	-	10
	構成比	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%		100.0%

(注)・標準的な職務の内容とは、標準職務表による代表的な職名を示しています。
・町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

人件費の状況

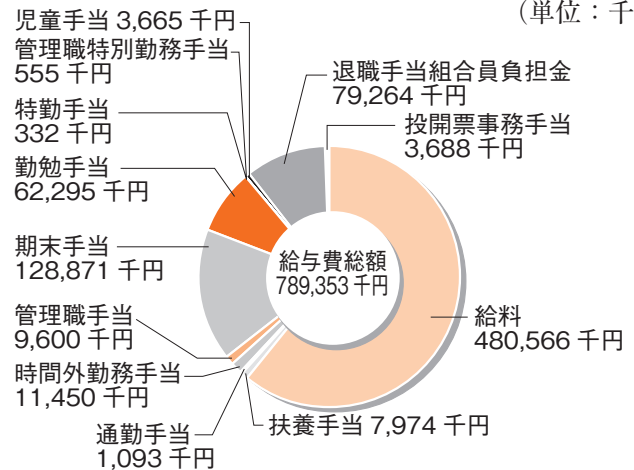
(平成 18 年度普通会計決算)
(単位：千円)



(注) 人件費には、一般会計の給与のほか、町長、副町長、議会議員等の特別職に属する職員の給与、報酬等を含んでいます。

職員給与費の状況

(平成 19 年度一般会計当初予算)
(単位：千円)



特別職の報酬等の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給料	町長 780,000 円 (741,000 円)	6 月期 2.1 月分 12 月期 2.3 月分 計 4.4 月分
	副町長 590,000 円 (560,500 円)	
	教育長 525,000 円 (498,750 円)	

※町長、副町長、教育長の給料については、平成 18 年 7 月 1 日から平成 22 年 4 月 18 日まで、5/100 を減額しており、() 内は減額後の額です。

町議会議員の報酬等の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	報酬月額	期末手当
報酬	議長 280,000 円	6 月期 1.4 月分 12 月期 1.6 月分 計 3.0 月分
	副議長 215,000 円	
	委員長 205,000 円	
	議員 195,000 円	

期末・勤勉手当、退職手当の状況

期末・勤勉手当	(平成 19 年度支給割合)	
	期末	勤勉
	6 月期 1.4 月分	0.725 月分
	12 月期 1.6 月分	0.725 月分
	計	3.0 月分 1.450 月分
退職手当	(平成 19 年度支給率)	
	最高限度額	59.28 月分
	勤続 20 年	27.30 月分
	25 年	42.12 月分
	35 年	59.28 月分

(注) 期末・勤勉手当の支給割合および退職手当の支給率は国と同じです。

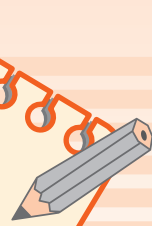
扶養手当、住居手当、通勤手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	内容	
扶養手当	配偶者	13,500 円
	配偶者以外の扶養親族 2 人まで	6,000 円
	ただし、配偶者のない場合の 1 人目	11,000 円
	扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目	6,500 円
	その他の扶養親族	5,000 円
	なお、満 16 歳以上 22 歳までの子について(加算額)	5,000 円
住居手当	平成 17 年度から廃止	
	・交通機関利用者	
通勤手当	55,000 円未満	実費
	55,000 円以上	最高 55,000 円
	・自家用車等の利用者	
	片道 6 km ~ 10 km 未満	2,000 円
	片道 10 km ~ 15 km 未満	4,100 円
	片道 15 km ~ 20 km 未満	6,500 円
	片道 20 km ~ 25 km 未満	8,900 円
	片道 25 km ~ 30 km 未満	11,300 円
	片道 30 km ~ 35 km 未満	13,700 円
	片道 35 km ~ 40 km 未満	16,100 円
	片道 40 km ~ 45 km 未満	18,500 円
	片道 45 km ~ 50 km 未満	20,900 円
	片道 50 km ~ 55 km 未満	21,800 円
	片道 55 km ~ 60 km 未満	22,700 円
片道 60 km 以上	23,600 円	

特
別

手
当

町職員の勤務状況



■職員の採用状況

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。平成18年度中には、医療職で4人を採用しました。

なお、平成19年4月1日の職員新規採用状況は、次のとおりです。

区分		採用人数
一般行政職(事務)	単純労働職	2
医療職		4
		0

■職員の退職状況

平成18年度中(平成18年4月1日～19年3月31日)の職員退職状況は次のとおりです。

1	7	0	8
定年退職	普通退職	勸奨退職	計

■勤務時間

週40時間勤務で、1日の勤務時間は8時30分から午後5時15分までです。

住民サービスの向上、業務の効率化などを目的に**午後7時まで窓口を延長**しています。そのため、勤務時間帯をずらすなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

■休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

①年次有給休暇…1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

②病気休暇…病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。

③特別休暇…特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇などがあります。

④介護休暇…配偶者などの介護が必要な期間(連続して6カ月以内)について無給で与えられます。

■分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職、降任および休職があります。

平成18年度の分限処分の状況は次のとおりです。

0	0	3	3
免職	降任	休職	計

■懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

町民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守徹底を図るとともに、不祥事が発生した場合には、厳正に処分します。

平成18年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

0	0	0	3	3
免職	停職	減給	戒告	計

職員の給料、人事行政に関することは、総務課 ☎(58) 8200へお問い合わせください。

●伊勢広域環境組合清掃工場

☎ (37) 1218

年末 12月29日(土)まで
 〈22日(土)～24日(月)を除く〉
 午後4時45分まで受け入れ

年始 1月4日(金)から

年末は例年大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早目の搬入にご協力ください。

●伊勢広域環境組合斎場(火葬場)

☎ (28) 5120

1月1日のみ休業

●上下水道業務 ☎ (58) 8207

使用者の管理内(メーターより屋内側)で発生した水道管の破裂等については、直接指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください。

また、本管側(メーターより道路側)での破裂については役場もしくは下記の工事事業者にご連絡ください。

12・1月 (株)桜井組 ☎ (58) 3067

水道管が凍結・破裂しやすい季節となりました。屋外に露出した水道管には、保温材をつけるなど凍結防止対策をお願いします。

▼水道・下水道料金の納期

納期は、12月25日(火)となります。

保 健 ・ 福 祉

●玉城病院 ☎ (58) 3039

年末 12月28日(金)午前まで
年始 1月4日(金)から

※12月30日(日)は午前中診察いたします。
 年末年始の急患は、来院される前にご連絡ください。



●健康管理センター ☎ (58) 7373

地域包括支援センター
 役場業務に同じ

●保健福祉会館・ふれあいホール

☎ (58) 8000

年末 12月28日(金)まで

年始 1月4日(金)から

※ヘルストロン・機能回復訓練室の使用は28日(金)まで、年始は4日(金)から。



●さくら児童館 ☎ (58) 8527

●梅がおか児童館 ☎ (58) 8345

年末 12月28日(金)まで

年始 1月7日(月)から

●社会福祉協議会 ☎ (58) 6915

年末 12月28日(金)まで

年始 1月4日(金)から

ことぶき人材センター、福祉バス運行も同じ。

●休日応急診療所

(伊勢市八日市場：伊勢市福祉健康センター)

内科・小児科 ☎ (25) 8795

12月30日～1月3日(昼・夜)

※夜間は年間を通じて変更ありません

歯科 ☎ (27) 0829

12月30日～1月3日(午前10時～午後5時)

その他の診療科目は「救急医療システム」

☎ (28) 1199へ

●医療ねっとみえ

☎0800(100)1199

医療ねっとみえ
 携帯電話サービス



今、診てもらえる医療機関を探す
<http://www.qq.pref.mie.jp/>
 左の二次元バーコードを携帯で読み、
 携帯電話でもご利用いただけます。

年末年始業務のご案内

一般事務

●玉城町役場 ☎ (58) 8200

年末 12月28日(金) 午後5時まで

年始 1月4日(金) 午前8時30分から

●戸籍関係の届出は宿直室へ

☎ (58) 8213

閉庁期間中の死亡届などの戸籍関係の届出や火葬・埋葬の申請などで役場にお越しの際は、厚生棟（役場庁舎裏）1階の宿直にお申し出ください。



スポーツ・文化施設

●中央公民館・総合グラウンド・体育センター・お城広場(占有使用の場合)・町営テニスコート

☎ (58) 6331

年末 12月28日(金) 午後5時まで

年始 1月4日(金) 午前8時30分から



●村山龍平記念館・奥書院

☎ (58) 8212

年末 12月28日(金) 午後5時まで

年始 1月4日(金) 午前8時30分から



アスパア玉城

●ふれあいの館・ふるさと味工房アグリ

年末 12月30日(日) まで

年始 1月2日(水) から

※12月26日(水)、1月2日(水)は臨時営業

※12月30日(日)、1月2日(水)、3日(木)の営業は午後6時まで

※1月15日(火)は臨時休業



環境・衛生

●し尿くみ取り

年末 12月28日(金) まで

年始 1月4日(金) から

但し、5・6日は休業です

お申し込み予約は12月11日(火) までに

奥山衛生 ☎ (58) 2722

度会玉城衛生 ☎ (58) 4649

●ごみの収集

<年末最終日>

	月・木コース	火・金コース
可燃物	12月29日(土)	12月28日(金)
カン・金属類	12月19日(水)	
プラスチック	12月28日(金)	
ペットボトル	12月27日(木)	
資源びん・ガラス・くずびん類・陶磁器類	12月26日(水)	

	田丸・有田地区	外城田・下外城田
古紙・布類	12月27日(木)	12月28日(金)

<年始初日>

	月・木コース	火・金コース
可燃物	1月7日(月)	1月4日(金)
カン・金属類	1月16日(水)	
プラスチック	1月8日(火)	
ペットボトル	1月10日(木)	
資源びん・ガラス・くずびん類・陶磁器類	1月9日(水)	

	田丸・有田地区	外城田・下外城田
古紙・布類	1月3日(木)	1月4日(金)



Information

12
December

お知らせ広場

玉城の風物詩イルミネーションが始まる

玉城町商工会 ☎(58) 3211

次の通りJR田丸駅前及び大手町通りにおいてイルミネーションを行います。

- ▼期 間 12月1日(土)～1月13日(日)〔予定〕
- ▼時 間 日没～午後10時 ※大晦日は夜明けまで



期間内にはイベントを企画中

子育て支援事業だより

さくら児童館 ☎(58) 8527

0・1ひろば

- ▼日 12月19日(水)
- ▼時 午前10時30分～11時30分
- ▼内 場所 さくら児童館
- ▼容 容 「クリスマス」の飾りをつくらう

2歳児のお子さん集まれ!!

- ▼日 12月5日(水)
- ▼時 午前10時30分～11時30分
- ▼内 場所 さくら児童館
- ▼容 容 平成16年4月2日～17年4月1日生まれのお子さんクリスマス会

▼内 容 ご希望の方は、さくら児童館までお申し込みください。

人権週間12月4日～10日

税務住民課 ☎(58) 8201

12月5日「特設人権相談」を開設します

相続、親子、離婚、いじめ、体罰、近所付き合いなど相談所へお気軽にご相談下さい。相談は無料で秘密は守られます。

- ▼日 12月5日(水)
- ▼時 午前10時～午後3時
- ▼場 所 保健福祉会館 和室

民生委員・児童委員のみなさん改選

生活福祉課 ☎(58) 8203

任期満了に伴う民生委員・児童委員の改選が行われ、12月1日付けで次の方々が生労働大臣から委嘱されました。任期は3年です。

なお、主任児童委員あわせ合計33人のみなさんにご尽力いただきました。

■民生委員・児童委員 (平成19年12月1日～22年11月30日)

氏名	住所	担当区
中西美千代	原1541	原(1～5組)
加納 多加	原898	原(6～13組)
新谷 溥之	矢野895	矢野、積良、山神
永田 正勝	矢野579-246	玉城苑
藤川 幸子	蚊野2044-2	蚊野茶屋、ピュアタウン蚊野
谷口 壽男	勝田2830	田宮寺、勝田
小林 茂子	蚊野1825	蚊野、松ヶ原、野篠
出口 武	勝田2204-120	浜塚団地、公園通り
大橋 眞弓	佐田1175	上町、本町、浦町、三ツ橋
前田 圭枝	田丸120-2	魚町、大手町
中川 正彦	田丸192-3	勝田町
矢土 敏久	佐田300-1	殿町、板屋町、萱町
阪本 満治	佐田863-1	栄町1区、アパート
西村 武夫	佐田1004	新田町1・2・5・6・7・9組
田中 泰男	妙法寺613-38	新田町3・4・8組、城東すみれ団地
尾上 利幸	妙法寺623-1	第1・2城東団地
高田 元弘	上田辺448-7	羽根、茶屋、ホームタウン上田辺
小田たづ子	下田辺588	下田辺、城西
田所 充子	上田辺762-11	西世古、朝久田
穂積 和子	佐田67	元町、南新町
松田 敏己	佐田479-4	栄町3・4区
奥野 智文	佐田1675	栄町2区、養殖研
西岡 正雄	井倉29	長更、井倉、世古
荻田 清一	坂本268-1	門前、坂本、日向
小林 久子	玉川175	岡村、上玉川、下玉川、平
山路まゆみ	妙法寺405	妙法寺
森本 幸彦	久保87-1	中楽、久保
中野 和子	中楽724-8	荒子団地、伊勢団地
中井 節夫	宮古1288	宮古、岡出
日置 瑞美	富岡268	富岡、小社、曾根、山岡
村井 幸洋	岩出1233	昼田、中角、岩出、ファーストタウン中角

■主任児童委員

伊藤 正明	岡村133
秋山 則子	上田辺577-10

町立保育所園庭開放のご案内

○日時 12月19日(水) 午前中 第3水曜日

○場所 各町立保育所 ※お問い合わせは、それぞれの保育所へお願いします。

保健事業だより

健康管理センター ☎(58) 7373

個別乳がん検診

▼検診日 1月 毎週火曜日

▼受付 午後1時30分～2時45分

▼場所 玉城病院

▼対象 40歳以上の女性

▼内容 マンモグラフィ検診、超音波検診、医師による視触診

▼料金 700円(70歳以上の方は無料)

▼希望の方は、健康管理センターまでお申し込みください。

3歳児健康診査

▼日にち 12月5日(水)

▼受付 午後0時50分～1時20分

▼場所 保健福祉会館

▼対象 平成16年6月1日～7月31日生まれのお子さんまたは前回未受診のお子さん

※該当児には、個人通知します。

歯つぴい教室

▼日にち 12月6日(木)

▼受付 午後1時15分～1時30分

▼場所 保健福祉会館

▼対象 平成17年8月～10月生まれのお子さんまたは前回未受診のお子さん

▼内容 歯科衛生士による講話、ブラッシング指導、歯科健診及びフッ素塗布体験

※該当児には、個人通知致します。ご希望の方は、健康管理センターへお申し込みください。

7カ月児相談

▼日にち 12月13日(木)

▼受付 午後1～2時

▼場所 保健福祉会館

▼対象 平成19年4月16日～5月15日生まれのお子さん

▼内容 身体計測、問診、離乳食相談、育児相談

介護教室

▼日時 12月23日(日)

▼場所 午後1時30分～3時30分

▼内容 玉城病院 リハビリ室

▼希望の方は、健康管理センターへお申し込みください。

玉城町社会福祉協議会

社会福祉協議会

(ボランティアセンター) ☎(58) 6915

リサイクル品、出品募集中!

2月10日(日) 保健福祉会館において『元気です たまき』まつりを開催します。

お子さんが着なくなった「制服」や「体操服」「スモック」など(まだ着られるきれいなものに限る)を募集します。

また、「絵本」や「おもちゃ」「学用品(鍵盤ハーモニカなど)」、まだまだ使える物もリサイクルします。

あなたにとつての不用品を生かしてみませんか。ご協力よろしくお願ひします。

※フリーマーケット出店者も同時募集です。締め切り…平成20年1月18日(金) まで。

行政・心配ごと相談

▼日時 12月10日(月)・20日(木)

▼場所 午後1～3時

▼相談員 保健福祉会館

▼相談員 民生委員・行政相談員・人権擁護委員

「ボランティアセンター」

▼日時 12月12日(水)

▼内容 午前10時30分～11時30分

▼場所 クリスマス会・薬剤師さんによるお話

※プレゼント交換も行います

▼持ち物 保健福祉会館

▼12月のはな♪はな♪おはなし会

▼日時 12月21日(金)

▼対象者 午前10時30分～11時30分

▼場所 0～3歳児(未就園児)

▼「玉城おはなしキャラバン」12月の予定

▼日時 12月5日(水)

▼会場 午後4時～4時30分

▼日時 12月12日(水)

▼会場 午後3時45分～4時15分

▼お問い合わせは、ボランティア代表の飯田啓子さん ☎(58) 4600へ



平成20年玉城町成人式

中央公民館 ☎ (58) 6331

平成20年成人式を次のように開催いたします。新成人の方はご参加ください。

▼日程 平成20年1月13日(日)

▼受付開始 午前9時30分

▼式典開始 午前10時

▼会場 中央公民館 多目的ホール

なお、式典の案内を郵送します。当町に住居登録されていない方は、12月14日(金)までに中央公民館へ、住所、氏名、世帯主をお知らせください。

ストーリーカー被害やDV被害の早期相談について

警察本部ストーリーカー対策室
☎ 059 (222) 0100

「ストーリーカー行為等の規制等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の法施行後、警察には多数の相談等が寄せられています。

ストーリーカーやDVの被害は、被害者が警察や関係機関に早い段階で相談すれば、被害者の立場に立った対応が図られ、迅速な解決が見込めます。

ストーリーカーやDVの被害に遭われている方は、ひとりで悩まず、警察本部ストーリーカー対策室又は、お近くの警察署・交番・駐在所までご相談ください。

平成19年度自衛官等募集案内

伊勢地域事務所 ☎ (23) 3880

次のように平成19年度自衛官等を募集します。

■2等陸海空士(男子)

▼受験資格 18歳以上27歳未満

▼受付期日 12月14日(金) 締切

▼試験期日 12月15日(土)

■自衛隊生徒

▼受験資格 中卒(見込含)17歳未満の男子

▼受付期日 平成20年1月8日(火) 締切

▼試験期日 平成20年1月12日(土)

NHK学園 平成20年度入学生・受講者募集中!

NHK学園 ☎ 042 (572) 3151

NHKでは、広域通信制高等学校、福祉通信教育、および生涯学習通信講座の学生・受講者を募集しています。まずは、無料の案内書・願書をご請求ください。

▼募集内容

高等学校 普通科

(NHKの放送を利用して3年で高校卒業資格取得)

専攻科 社会福祉コース

(介護福祉士受験資格取得・2年制)

社会福祉士養成課程

(社会福祉士受験資格取得・2年制)

生涯学習通信講座

(趣味から資格まで全200コース以上)

▼問合せ先

NHK学園、案内書請求
☎ 0120 (06) 8881

三重中央医療センター付属三重中央看護高校 生徒募集

☎ 059 (259) 1177

本校は、人間理解と人間尊重を基盤とし、看護の専門職業人として社会に貢献できる人材育成を教育理念としております。看護師への意欲を持った方の受験をお待ちしています。

▼応募資格 一般入学試験

・平成20年3月高等学校卒業見込み又は
・高等学校を卒業したもの

・高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

▼募集期間

平成19年12月18日～20年1月15日 午後5時必着

【試験日等】

▼試験日 平成20年1月22日

▼試験科目 国語総合(現代文のみ)、

英語I・II、数学I、面接

▼合格発表 平成20年1月31日

詐欺にご注意

伊勢警察 ☎ (20) 0110

最近町内で運勢を占ったり、悩みごとの相談に応じますというふれこみで誘い込み、開運の印鑑を作らせ、ひとりぐらしで不安であればいい場所を紹介すると言って、多額のお布施(寄附)を募る詐欺が発覚しました。

おかしいと思ったらすぐ伊勢警察などに相談しましょう。

国民生活金融公庫融資制度

国民生活金融公庫伊勢支店
☎(24) 5191

国民生活金融公庫は、政府系金融機関として、主に中小企業のみなさんのための事業資金の融資を行っています。

商品の仕入れ資金などの運転資金や店舗改装、機械導入などの設備資金にご利用ください。また、これから事業を始めようとするか

たもご利用いただけます。

▼普通貸付

- ・融資金額 4、800万円以内
- ・利率 年2・5%（固定金利）
- ・返済期間 運転資金 5年以内
設備資金 10年以内

▼新規開業資金

- ・融資金額 7、200万円以内
 - ・利率 年2・5%（固定金利）
 - ・返済期間 運転資金 5年以内
設備資金 15年以内
- ※運転資金については、特に必要な場合7年まで延長可能な制度もあります。
- ※利率は平成19年10月11日現在

職場のトラブル解決のお手伝い （個別労働紛争解決制度）

三重労働局総務部企画室
☎059(226)2110

解雇、退職勧奨、配置転換、職場でのいじめ・嫌がらせでお悩みではありませんか？職場のトラブルについて、「①総合労働相談、②民事判例等によるアドバイス、

③三重紛争調整委員会によるあっせん」を行っています。

費用はかかりませんので、お気軽にご相談ください。

詳細については、三重労働局総務部企画室にお問合せください。

三重労働局ホームページ (<http://www.mie.plb.go.jp/>) もご参照ください。

身体障がい者等駐車禁止除外 指定車標章について

警察本部交通規制課
☎059(222)0110
伊勢警察交通課 ☎(20)0110

三重県道路交通規則の一部改正により、平成19年9月28日から身体に障がいのある方への駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という）の交付方法や交付対象が変更されました。

駐車禁止除外措置の対象となる障がいの程度

障がいの区分	身体障がい者	戦傷病者
視覚障がい	1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障がい	2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	3級	特別項症から第4項症
上肢不自由	1級から2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由	1級から3級の1	特別項症から第3項症
体幹不自由	1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の脳非進行性の運動機能障がい	上肢機能：1級及び2級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） 移動機能：1級から3級 （一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
心臓機能障がい	1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障がい	1級及び3級	特別項症から第3項症
呼吸器機能障がい	1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸機能障がい	1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障がい	1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級	

区分	障がいの程度
知的障がい者	重度(A1・A2)
精神障がい者	1級

主な改正点
1、標章交付が車両特定交付から本人交付に変わりました。

*車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。

*タクシーや他の方の車両に乗車する場合も標章が使用できます。

2、精神障がい者を新たに標章の交付対象としました。

3、交付対象者の範囲を見直しました。

4、時間制限駐車区間にも駐車できるようになります。

身体障がい者等駐車禁止除外指定車標章とは
駐車禁止区域でやむを得ず一時駐車をしなければならぬ場合に、当該標章を車両の判りやすい場所に掲示することによって、障がいのある方が使用していることを周囲に知らせることができます。



点訳奉仕員養成講習会の開催について

三重県視覚障害者支援センター
059-2228) 6367

視覚障がい者の福祉に理解と熱意のある人に、点訳技術の指導を行い、点字図書を増加を図ります。

▼日時 平成20年2月8日(金)、13日(水)、15日(金)、20日(水)、22日(金)、27日(水)の6日間

いずれも午後1時30分～午後3時30分

▼定場 三重県視覚障害者支援センター50名
▼受講者 県内に居住する18歳以上の者

右記の6回の講習会に参加できる方。なお、この講習会を受講された方を対象にして、平成20年4月以降に中級講習会を行います。

▼受講料

無料、但し教材として点字を書く道具(1、600円)とテキスト代(630円)が必要

▼申込期間

平成20年1月11日(金)まで
お問い合わせは三重県視覚障害者支援センター(担当大沢)へ

食品表示110番
商品の表示に関するお問い合わせは
東海農政局
三重県政事務所(表示・規格課)
059-228-3153
三重県(農水産物安全室)
059-224-2497

前回は、飢えに苦しむ庶民の下層階級の人々は、統治者に満足に救済されなかつたので、庶民の中の富裕な人々の合力(食料代の給付)により、生き延びていかざるをえない事態となったというところであった。(八)

この「合力」や「飢人」の言葉は『田丸城古記抜書』の冒頭、万治(一六五八)の時代から記録に出てくるが、正徳、享保の時代に入ると続出することとなり、以後、幕末期まで百三十四年間政策的に改善されることもなく、延々と続いた。

読者のなかには、何故紀伊徳川家は統治の基本である民心の安定のため、御勝手不如意を解消し、百姓の富裕階層と歩調を合わせて飢人の救済をしなかつたのであろうかと、疑問を持たれる方もあると思う。この疑問に対する解答としては、江戸時代の封建的統治体制の本質に付いて、考えを進めれば、直ぐに正答が引き出されることである。

①統治の理念は、民心の安定ではなく、統治体制の確立と維持が、その内容であったのである。つまり、先ず、徳川家存続を確実に実現すること、そのための財政基盤である「年貢の徴収」を徹底する。

この方針が、統治の最優先課題であり、従って、百姓や町人は、その統治方針にのっとって統治体制に貢献する者にのみ、「活かさず殺されず」生存する事を認められた

のである。方針に外れる者に対しては、厳しく対処したことは、既定の事実である。百姓一揆に対する厳罰主義、年貢不納者への追放措置、頑固な身分制度の保持など、どれも、徳川封建体制の堅持が目的となっている。

又、「御勝手不如意」の解消問題であるが、これは真剣に取り組みはじめると、結果として、徳川支配体制の解体に通じることとなり、結局封建体質が持つ致命的欠陥であるといえる。

具体的に説明すると、

(一) 徳川家の財政上の不均衡、つまり徳川家が収納する財力となるもの、年貢(支配領地からの納入される石数約二十八万石)・冥加金・上納金・流通商品への課税・貸し付け金利息等。この内、冥加金以下の額は公にされていない。これらの総額が、次に挙げる諸経費より、少ないのである。

(二) 紀伊徳川家一族の生活経費(総額は公表されたことはない)や、家臣団の俸祿(家禄や役禄・給与の事、これは御三家の中でも、特に多く、相当な重負担であった)、更に、紀伊徳川家は、江戸市中に十箇所、邸宅があり、とくに中屋敷は、征夷大将軍が度々来訪し、紀伊徳川家の当主は、その都度、相当な饗応をしなければならなかった。また、この屋敷は、江戸期に十度も火災に遭い、全焼した。その度に豪壮な建物を建てなければならなかった。一回十数万両の経費が必要であったといわれている。領内の百姓や商人の負担は勿論のことであった。

【原作提供者 加納利和】

CATV
10ch ...

たまきチャンネル

番組に関するお問い合わせ...

役場総務課広報公聴 TEL 58-8200

放送に関するお問い合わせ...

(株)アイティービー制作部 TEL 27-0700

番組予定 11月25日~12月24日

注意：番組は予告なく変更する場合があります。

6	00	知っ得 納得①	議会放送 (議会終了まで) 翌週録画
	15	知っ得 納得②	
	30	ちょっと玉城①	
	45	ちょっと玉城②	
7	00	ビデオレポート	
8	00	特別番組	
9	00	特別番組	
10	00	ビデオレポート	
11	00 / 15	知っ得 納得①②	議会放送 (議会終了まで) 翌週録画
	30 / 45	ちょっと玉城①②	
0	00	ビデオレポート	
1	00	特別番組	
2	00	特別番組	
3	00 / 15	知っ得 納得①②	議会放送 (議会終了まで) 当日録画
	30 / 45	ちょっと玉城①②	
4	00	ビデオレポート	
5	00 / 15	知っ得 納得①②	議会放送 (議会終了まで) 当日録画
	30 / 45	ちょっと玉城①②	
6	00	ビデオレポート	
7	00	特別番組	
8	00	特別番組	
9	00 / 15	知っ得 納得①②	議会放送 (議会終了まで) 当日録画
	30 / 45	ちょっと玉城①②	
10	00	ビデオレポート	
11	00	特別番組	
12	00	特別番組	
1	00 / 15	知っ得 納得①②	議会放送 (議会終了まで) 当日録画
	30 / 45	ちょっと玉城①②	
2	00	番組終了	

議会放送 (終了まで)

町議会が開催される当日午後9時から録画放送。
また、議会閉会翌週午前9時から再放送をします。

ビデオレポート (毎週土曜日に更新)

町内での催しなどを取材。(放送期間=2週間)

[11月24日~]

- ・秋の全国火災予防運動
- ・親子のつどい(下外城田保育所)
- ・ボランティア活動(勤生協) など

[12月1日~]

- ・5歳児生活発表会(田丸保育所)
- ・玉丸城太鼓記念公演 など

[12月8日~]

- ・音楽のつどい(町PTA文化行事) など

[12月15日~]

- ・町ソフトバレーボール大会 など

特別番組 (毎月1日・16日に更新)

行政・広報番組、企画・特別編集番組など

[12月1日~]

- ・玉城町文化協会 芸能発表会① など

[12月16日~]

- ・玉城町文化協会 芸能発表会② など

知っ得 納得 (毎月5日・20日に更新)

役場職員が、町の事業紹介、お知らせなど

[12月5日~]

- ・町の防災力

[12月20日~]

- ・リサイクルへの取り組み

ちょっと玉城 (毎週月曜日更新)

町のお知らせ番組(音声付文字情報)

- ・番組の紹介、行政情報など



新着図書のお知らせ

おしらせ

玉城町図書館 ☎(58)8212

玉城町図書館では、今月も旬の本・話題の本を取り揃え、皆様のご来館をお待ちしています。どうぞご利用ください。貸出期間は14日間です。なお、新規でご利用の方は図書カードの登録が必要となります(町内在住・在勤者のみ)。登録の対応時間 月~金曜までの平日 午前9時~午後5時まで。なお、登録の際、身分証明書をご提示ください。

●購入図書

本多 孝好 「正義のミカタ」

大森寿美男 「風林火山 山の巻」

五木 寛之 「私訳 歎異抄」

な お 「1億5千万円の恋」

森見登美彦 「新釈 走れメロス」

村上 龍 「すぐそこにある希望」

岡田斗司夫 「いつまでもデブと思うなよ」

江原 啓之 「天国への手紙」

NHK出版 「新シルクロード」

激動の大地をゆく上」

重里 徹也 「文学館への旅」

文芸春秋 「藤沢周平全集(一)(二)」

(絵本)

なかやみわ 「そらまめくんとめだかのこ」

せなけいこ 「くいしんぼうさぎ」

図書館で購入したい本のリクエストがありましたら玉城町図書館までお願いします。(予算、内容に照らし、購入を検討させていただきます)



町税など納期のお知らせ

町税などの納期は、期限を守って納めてください。
納期は次のとおりです。

●固定資産税（第4期）

12月25日（火）

お問い合わせは、税務住民課へ

●国民健康保険料・介護保険料（第9期）

12月25日（火）

お問い合わせは、生活福祉課へ

介護相談

毎月20日開催

時間 午後1時30分～4時

場所 健康管理センター

お問い合わせは、健康管理センターへ

いきいきクラブ

12月3日（月） 17日（月） 1月7日（月）

時間 午前10時～11時30分

場所 保健福祉会館 健康相談室

対象 40歳以上の方

内容 手遊び、簡単なストレッチ体操、健康おんしさんによる体操など

お問い合わせは、健康管理センターへ

健康相談

12月6日（木） 1月17日（木）

時間 午前9時30分～11時30分

場所 保健福祉会館 健康相談室

お問い合わせは、健康管理センターへ

乳幼児相談

12月13日（木）

受付 午前10時～11時30分

場所 保健福祉会館 健康相談室

対象 生後2カ月～未就園のお子さん

内容 身体計測、離乳食（栄養）や子育て全般に関する相談

*母子健康手帳をお持ちください

お問い合わせは、健康管理センターへ

障害者相談支援センター「プレス」巡回相談日

12月5日（水） 19日（水）

時間 午前10時～午後4時

場所 健康管理センター

予約は、生活福祉課へ

人の動き

（平成19年10月31日現在）

人口 15,202人（+15人）

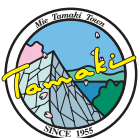
男 7,430人（+13人）

女 7,772人（+2人）

（ ）は10月1日以降の増減

世帯数 4,880世帯（+7世帯）

広報たまき



第416号 平成19年12月号編集：広報たまき編集委員会
発行：玉城町役場総務課
〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2
TEL 0596-58-8200 FAX0596-58-4494
Home Page <http://www.town.tamaki.mie.jp>
e-mail info@town.tamaki.lg.jp

玉城町役場は **8:30am～7:00pm** まで開庁しています

住民票、所得証明、各種申請、相談など、どうぞご利用ください。

- 玉城町役場（総務課） TEL58-8200 FAX58-4494
- 税務住民課 TEL58-8201
- 生活福祉課 TEL58-8203
- 上下水道課 TEL58-8207
- 建設産業課 TEL58-8205
- 農林商工課 TEL58-8204
- 出納室 TEL58-8210
- 議会事務局 TEL58-8211
- 教育委員会（村山龍平記念館） TEL58-8212
- 玉城病院 TEL58-3039
- 介護老人保健施設ケアハイツ玉城
 - ・介護老人保健施設 TEL58-3770
 - ・訪問看護ステーション TEL58-8117
 - ・訪問介護 TEL58-8117
 - ・居宅介護支援事務所 TEL58-8822
- 健康管理センター TEL58-7373
（地域包括支援センター）
- 保健福祉会館 TEL58-8000
- 社会福祉協議会 TEL58-6915
- 中央公民館 TEL58-6331
- アスパシア玉城
 - 玉城ふれあいの館 TEL58-8800
（弘法温泉）
 - ふるさと味工房 TEL58-8686
- さくら児童館 TEL58-8527
- 梅がおか児童館 TEL58-8345

休日・夜間当直室

TEL 58-8213



今月の表紙

10～11月にかけて緑、花色白や紅、空色が町内各地で広がりました。アスパシア玉城のコスモス畑でも撮影・観賞する来場者が見受けられました。

撮影：広報編集委員会



ゆたかな暮らしのお手伝い

売家 蚊野 価格850万円 7LDK 駐車3台

- 蚊野 家賃5.5万円 4DK駐車1台
- 蚊野 家賃6万円 6DK+車庫 敷地163坪
- 原 家賃6万円 2DK+離れ7.5帖 駐車5台可
- 勝田 家賃5.3万円 2DK 駐車2台・共益費込み
- 勝田 家賃4.3万円 1DK 駐車1台・共益費込み

不動産情報

- 蚊野 店舗 家賃5万円 47.9㎡（14坪）駐車5台
- 中楽 事務所 家賃6.2万円 駐車3台

○物件により各々、敷金・礼金等が必要です。

探しています

- ・田丸小学校区で、80～100坪ぐらいの土地
- ・平屋の戸建て住宅

プラスワン

0800-2000-366

玉城町蚊野2063番地89 ☎0596 58-6272

（社）三重県宅地建物取引業協会会員 ・（社）全国宅地建物取引業保証協会会員
宅地建物取引業 三重県知事免許（第2）第2694号 ©契約には、仲介手数料が必要です。